

平成27年8月13日

札幌エムケイ株式会社
代表取締役 平山 功 殿

特定地域指定の問題点

共栄法律事務所

弁護士 濱 和 哲



平成25年に改正された特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、「特措法」という）に基づく特定地域の指定における憲法上・法律上の問題点は、おおむね、以下のように整理することができます。

【特措法の違憲性】

特措法に基づく特定地域の指定がされた場合、当該交通圏については、新規参入及び増車が禁止されるとともに、強制的な減車という事業に対する強度の制約が課されることとなります。

減車措置は事業者が有する事業用資産をはく奪する処分であり、事業者に認められた営業の自由（憲法22条1項）に対する強度な制約であるとともに、財産権（憲法29条1項）に対する制約でもあります。

そのため、減車をしなければならない高度の必要性があり、他の方法によっては立法目的が達成できないような場合でなければ、減車措置は憲法違反となる可能性があります。

この点に関し、国士舘大学渡辺昭成教授は、エムケイグループ各社が申し立てた運賃変更命令に対する仮の差止め申立事件の即時抗告決定についての評釈において、「公定幅運賃制度および特措法により新たに導入された新規参入・増車の抑制、減車の強制を実施したとしても、（中略）特措法の目的の実現が疑わしく、また、その方法としても必要最小限とは言えない以上、違憲とすべきである」との意見を述べておられます（ジュリスト2015年5月号（1480号）103頁）。

【特定地域の指定要件】

特措法3条1項は、特定地域の指定要件として、

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認める場合であって、
- ② 当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であること、

③ 当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進が特に必要であると認めるときを定めており、同項の要件を具体化するものとして、自動車局長名で「特定地域の指定について」（国自旅第305号。以下、「特定地域指定基準」といいます）が出されています。

上述のとおり、特定地域に指定された場合、新規参入及び増車が禁止されるとともに、強制的な減車という事業に対する強度の制約が課されることとなるため、特定地域の指定は明確かつ合理的な基準のもとで抑制的にされる必要があります。

しかし、特定地域指定基準は、1（1）において、「実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること」としていますが、「実働実車率」という基準値を用いることの合理性が不明である上、平成13年度と比較する根拠も不明です。

また、1（4）においては、「総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと」との基準が設けられていますが、実働実車率については平成13年度と比較するのに対し、総実車キロについては前年度と比較することの根拠が不明であることに加え、「総実車キロがおおむね横ばい又は5%以内での増加をしている場合でも、供給過剰であるとして特定地域に指定し強制減車措置を講ずることについて合理的な理由があるか疑問です。

さらに、1（5）には、法令違反件数や事故発生件数が基準とされていますが、法令違反や事故発生件数の推移と交通圏の需給関係には直接的な因果関係はないと解されることからしても、これらの数値を基準とすることについても疑問があるところです。

特定地域の指定は、明確かつ合理的な基準のもとで抑制的にされるべきですが、自動車局長が定めた特定地域指定基準は、合理的な基準であるとは解されず、このような基準のもとで特定地域の指定がされることには法的にみても大きな問題があるといえます。

【独占禁止法の適用除外】

特定地域に指定された場合、強制的な減車措置がされることになりますが、当該措置については独占禁止法の適用はないものとされています（特措法8条の4）。これは、特定地域計画に基づく強制減車措置が自由競争を阻害する行為であり独占禁止法に抵触する可能性があることから、あえて条文化されたものと解されます。

独占禁止法は自由経済の基本を定めた経済憲法とも言われる法律であり、「公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし（中略）一般消費者の利益を確保する」ことを目的とした法律ですが（独占禁止法1条）、独占禁止法が適用除外とされることにより、事業者間の自由競争が大きく後退することは明らかです。この点に関して、特措法は法的に大きな問題点を抱えているといえます。

以上